

令和 8 年度改正関係資料 (納税環境整備関係)

記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し（令和 8 年度改正）

- 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。
- 近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しを行う（令和 9 年分以後の所得税について適用）。
- ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる（65万円→75万円）。
- ② 簡易簿記による控除（10万円）の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
- ③ 複式簿記による控除（75万円又は65万円）の適用は、電子申告を条件とする。

○ 改正前

条件	控除額
複式簿記 + イ～ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記（上記イ～ハを満たさず＝書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円

○ 改正後

条件	控除額
複式簿記 + 電子申告 + イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記 + 電子申告	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記【対象を限定】（注 1）	

（注 1）簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下）の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

（注 2）本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

国税犯則調査手続のデジタル化（令和 8 年度改正）

- 国税犯則調査手続のデジタル化に対応するため、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、以下の改正を行う（令和 9 年 10 月 1 日以後適用）。

※ 刑事手続のデジタル化に関する刑事訴訟法改正法（令和 7 年 5 月成立）の内容に倣い、国税犯則調査手続についても所要の見直しを行うもの。

手続等	改正前の制度	改正後
・ 調書や目録の作成・管理	書面	データも可
・ 裁判所の許可状の請求・発行	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 検察官への告発 （関連文書一式の提出）	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 証拠となるデータの入手	記録媒体にデータを記録させた上で、当該記録媒体を差押え （記録命令付差押え）	オンラインによるデータの提供を求めること （電磁的記録提供命令）も可

（注）

- 電磁的記録提供命令については、
 - 記録媒体にデータを記録させた上で提出を求める改正前の制度の方法も、本命令の一類型として位置付ける。
 - 命令を受ける者に対し、1 年を超えない期間を定めて、みだりにその命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。
 - 正当な理由がなく、命令に違反したときは、罰則の対象とする。
- デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。
- 租税条約等の相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があった場合の調査手続についても、上記と同趣旨の整備を行う。